

全国靈感商法対策弁護士連絡会
代表世話人弁護士 伊 藤 和 夫
代表世話人弁護士 平 岩 敬 一
日本基督教団統一原理問題連絡会
代表世話人 桑 原 重 夫
全国原理運動被害者父母の会
会 長 本 間 てる子

世界基督教統一神霊協会（以下「統一協会」といいます）の組織的資金集め活動が靈感商法と言われて多くの批判をあびると同時に、日本各地の多くの裁判所で

これを違法と認める判決や仮差押決定が下されていることは御承知のことと存じます。

また、合同結婚式や詐欺的伝道のために多くの家庭が破壊されていること、合同結婚式参加カップルの入籍が無効であるという最高裁判決があったこともご存知と
思います。

このような問題を無視して、統一協会は本年一月二九日に、米国のワシントンをはじめとして世界各地で一斉に三六〇万組の合同結婚式を行なうことを宣伝しています。そして、この式典に向けた人集めや資金集めのために、日本人信者が日本国内外で多くの問題を起こしています。

そこで、三月七日午前一時から一二時まで衆議院第一議員会館第一会議室で開かれる私ども共催の集会に、関係省庁担当者をご出席いただいたうえで、明快なる方針を提示されるよう要望致します。

一九九七年三月四日

総理大臣	橋本	龍太郎	様
文部大臣	小杉	隆	様
(担当)	文化庁宗務課	御中)	
外務大臣	池田	行彦	様
法務大臣	松浦	功	様
国家公安委員長	白川	勝彦	様
大蔵大臣	三塚	博	様

〈要望の趣旨〉

第一 文部大臣に対する要望

相次ぐ統一協会の法的責任を認める判決や仮差押決定をふまえ、宗教法人法に基づいて然るべき調査活動をなされたい。また、統一協会が実質的に経営し

ている公益事業以外の収益事業（先祖因縁話による違法な献金勧誘、借金名目での資金集め及びビデオセンターの運営）を停止するよう命じられたい。

第二 外務大臣に対する要望

1 日本人信者が世界平和女性連合や世界平和家庭連合等のダミー団体のポランティアの口実で大量に海外流出して、世界各地で資格外活動をしている。この実態を各国に駐在する日本大使館員に調査させると共に、日本に駐在する各国大使館に対しビザ発給手続等において格別の注意を払うよう通知されたい。

2 統一協会は、昨年十一月末に女性信者四〇〇〇名余をウルグアイに派遣したうえ、中南米三ヶ国に一二〇名ずつを住まわせて、ダミー団体のポランティアの名目で、合同結婚式参加者の募集活動をさせている。これら女性の資格外活動を止めさせると共に、各地での身の安全を講じる手だてを要望する。

第三 法務大臣及び国家公安委員長に対する要望

1 統一協会の合同結婚式参加者の脱会防止目的等での便宜的入籍については、その無効を確認する判決や審判が最高裁をはじめ各裁判所で多数確定している。統一協会が信者に対し指示を出して婚姻届を提出させ、組織的に戸籍を濫用している実態に関し、公正証書原本不実記載罪等についての調査を行ない、その調査結果の公表を行なうよう要望する。

2 統一協会信者による組織的資金集めについて、これを民事上違法とする判決や仮差押決定が相次いでいる事態をふまえ、恐喝もしくは詐欺罪等による刑事上の摘発をなされたい。

第四 大蔵大臣に対する要望

統一協会による組織的脱税工作やマネーロンダリングの実情はすでに数々の法廷における元信者の証言等で明らかになっている。このような違法な事態に対処し、脱税や外為法上の摘発を早急になされたい。

以上の右要望について、三月七日当日にも改めておうかがい致しますが、適格なる対処を是非お願いします。

なお、本件の連絡先は、

全国靈感商法対策弁連事務局長 弁護士 山 口 広

(新宿区新宿一丁目一番七号 コスモ新宿御苑ビル五階)

東京共同法律事務所 電 話 ○三―三三四―一三―三三

F A X ○三―三三五―一〇四四五

までお願いいたします。